

(案)

医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 1 号及び 2 号の規定に該当する診療所の指導指針

大阪府行政手続条例（平成 7 年大阪府条例第 2 号）第 34 条の規定により、医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合における診療所の療養病床又は一般病床の設置等に関する指導指針を次のとおり定める。

平成 31 年 月 日

大阪府知事 松井 一郎

医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合における診療所の療養病床又は一般病床の設置等に関する指導指針

(趣旨)

第 1 条 この指針は、現に開設している診療所又は開設しようとする診療所について医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 1 条の 14 第 7 項第 1 号及び第 2 号に該当するとして医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 7 条第 3 項の許可を受けないで療養病床若しくは一般病床を設け、又は療養病床若しくは一般病床の病床数を増加しようとする者（以下「開設者」という。）に対し、地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）の構築に寄与することを目的として、知事が行う行政指導の内容となる事項を定めるものとする。

(事前協議)

第 2 条 知事は、開設者に対し、療養病床若しくは一般病床の設置又は療養病床若しくは一般病床の病床数の増加について、有床診療所（増床）計画書（別記様式）を提出し、事前に協議をするよう指導する。

2 知事は、前項の協議（以下「事前協議」という。）をしようとする開設者（法人にあっては、当該法人の代表者及び当該法人が開設する診療所の管理者を含む。）に対し、次に掲げる要件を満たすよう指導する。

(1) 次のいずれかに該当する者にあつては、事前協議をする日の前日までにその状況を改善していること。

イ 医療法、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）その他関係法令の違反がある旨を知事から指摘された者

ロ その提供する医療が医療法、医師法その他関係法令の趣旨に照らし著しく適正を欠くと認められる者

(2) 前号に掲げる者のほか、次のいずれかに該当する者にあつては、当該指摘を受けた日又は当該行為があつた日から起算して 5 年を経過していること。

イ 医療法、医師法その他関係法令の重大な違反がある旨を知事から指摘された者

ロ イに掲げるもののほか、犯罪又は医事に関する不正の行為があつた者

(3) 事前協議に係る診療所の存する区域（医療法第 30 条の 4 第 2 項第 12 号の区域をいう。以下「区域」という。）

において医療機関を開設している者にあつては、事前協議をする日の属する年度の前年度（以下「前年度」という。）の病床稼働率（前年度における当該医療機関の療養病床又は一般病床の延べ入院患者の数を前年度の日数で

除して得た数を当該医療機関の療養病床又は一般病床の病床数で除して得た率をいう。以下同じ。)がおおむね**80**パーセント以上であること。ただし、病床稼働率が低いことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

(保健医療協議会等への出席)

第3条 知事は、開設者に対し、前条の事前協議が調った後に開催される区域における医療・病床懇話会(部会)及び保健医療協議会に出席し、有床診療所(増床)計画書の内容を説明するよう求める。

(計画書の内容に係る指導)

第4条 知事は、開設者に対し、大阪府医療審議会から諮問に対する同意の答申があった後速やかに有床診療所(増床)計画書の内容を実施するよう指導する。

2 知事は、必要と認めるときは、開設者に対し、有床診療所(増床)計画書の内容を変更し、又は中止するよう指導する。